

滋賀県居住安定援助賃貸住宅事業の居住安定援助計画の認定等に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第5章の規定に基づく居住安定援助賃貸住宅事業の居住安定援助計画の認定等の事務を適切かつ円滑に処理するために、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「共管省令」という。）に定めるもののほか、滋賀県内福祉事務所未設置町の区域における居住安定援助賃貸住宅事業の居住安定援助計画の認定等について必要な事項を定めるものとする。

(手続の方法)

第2条 法第40条第1項の認定の申請をはじめとする申請等の手続は、電磁的記録または書面により行うものとする。

2 次に掲げる手続については、「居住サポート住宅情報提供システム」（以下「システム」という。）により行うものとする。ただし、システムによる申請書等の作成が困難である場合等においてはこの限りではない。

- (1) 法第40条第1項の認定の申請
 - (2) 法第44条第1項の居住安定援助計画の変更の認定の申請
 - (3) 法第44条第3項の居住安定援助賃貸住宅事業の廃止の届出
 - (4) 法第45条の地位の承継に係る承認の申請
 - (5) 法第49条の定期報告
 - (6) 法第50条第1項の専用賃貸住宅の目的外使用の承認の申請
 - (7) 共管省令第21条第2項の居住安定援助計画の軽微な変更の届出
- 3 書面による場合、提出部数は1部とする。

(認定の通知)

第3条 知事は、法第40条第1項の認定の申請が認定の基準に適合していると認めるときは、法第43条第1項の規定に基づき、居住安定援助計画認定通知書（様式第1号）により、認定申請者に対して通知するものとする。

2 知事は、認定の申請が認定の基準に適合しないと認めるときは、その理由を付して、居住安定援助計画の認定をしない旨の通知書（様式第2号）により、認定申請者に対して通知するものとする。

3 知事は、認定の申請が認定の基準に適合していると認めるときは、法第43条第2項の規定に基づき、居住安定援助計画の認定について（様式第3号）により、当該居住安定援助計画に記載された居住安定援助賃貸住宅の存する町の長（以下「町長」という。）に対して通知するものとする。

(変更認定の通知)

第4条 知事は、法第44条第1項の変更認定の申請が認定の基準に適合していると認めるときは、同条第2項において準用する法第43条第1項の規定に基づき、居住安定援助計画の変更認定通知書（様式第4号）により、認定申請者に対して通知するものとする。

2 知事は、変更認定の申請が認定の基準に適合しないと認めるときは、その理由を付して、居住安定援助計画の変更認定をしない旨の通知書（様式第5号）により、認定申請

者に対して通知するものとする。

- 3 知事は、変更認定の申請が認定の基準に適合していると認めるときは、法第 44 条第 2 項において準用する法第 43 条第 2 項の規定に基づき、居住安定援助計画の変更認定について（様式第 6 号）により、町長に対して通知するものとする。

（廃止の届出）

第 5 条 第 3 条第 1 項による認定の通知を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、居住安定援助賃貸住宅事業を廃止するときは、法第 44 条第 3 項の規定により、その日の 30 日前までに、共管省令第 23 条第 1 項に規定する書類を知事へ提出するものとする。

- 2 認定事業者は、前項の規定に基づく届出を行おうとするときは、当該届出を行う日の 30 日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。
- 3 認定事業者は、前項の報告を行うときは、廃止に係る報告書（様式第 7 号）および入居者名簿（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

（専用賃貸住宅の目的外使用の承認の通知）

第 6 条 知事は、法第 50 条第 1 項の承認の申請が適当と認めるときは、居住安定援助賃貸住宅目的外使用に係る承認通知書（様式第 9 号）により、申請者に対して通知するものとする。

- 2 知事は、承認の申請が不適当と認めるときは、その理由を付して、居住安定援助賃貸住宅目的外使用に係る不承認通知書（様式第 10 号）により、申請者に対して通知するものとする。
- 3 知事は、承認の申請が適当と認めるときは、法第 50 条第 2 項の規定に基づき、居住安定援助賃貸住宅目的外使用に係る承認について（様式第 11 号）により、町長に対して通知するものとする。

（状況報告）

第 7 条 認定事業者または管理受託者は、知事から法第 54 条第 1 項の規定による報告を求められたときは、業務実施状況等報告書（様式第 12 号）により報告するものとする。

（改善命令）

第 8 条 知事は、法第 55 条の規定により認定事業者に対して改善を命ずるときは、居住安定援助賃貸住宅事業に係る改善等の命令について（様式第 13 号）により、通知するものとする。

（改善状況の報告）

第 9 条 前条の規定により、必要な措置をとるべきことを命じられた認定事業者は、速やかに措置を講じ、居住安定援助賃貸住宅事業に係る改善等報告書（様式第 14 号）を提出することにより、その結果を知事に対して報告しなければならない。

（認定の取消し）

第 10 条 知事は、法第 56 条第 1 項または同条第 2 項の規定により認定を取り消したときは、同条第 3 項の規定に基づき、居住安定援助計画認定取消通知書（様式第 15 号）により、認定事業者であった者に対して通知するものとする。

- 2 知事は、認定を取り消したときは、法第 56 条第 4 項の規定に基づき、居住安定援助計

画認定の取消しについて（様式第 16 号）により、町長に対して通知するものとする。

（その他）

第 11 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。